

西南女学院大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、西南女学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神「感恩奉仕」に基づき、大学の目的が定められ、それらはさまざまな機会や広報媒体を通して、学内外に周知が図られている。

教育研究の基本的組織は 2 学部 5 学科、1 別科、1 研究所で構成されており、教育研究上必要な相互連携が図られている。教養教育は、「教務総合人間科学小委員会」を通して、十分に行われる体制が確立されている。教育研究に関わる意思決定機関は適切に整備され、大学の教育目的達成や学習者の要求に応える努力がなされている。

大学の教育目的、学部の教育目的、学科及び別科の教育目的・教育目標は明確に定められ、履修に関するいくつかの検討課題は残っているが、教育目的に応える教育課程が編成されている。教育目的の達成状況についての点検・評価の努力もなされている。

学科、コースごとにアドミッションポリシーが定められ、入試が実施されている。学生数も適切に管理されている。「アドバイザー制」などの学生の学習支援体制や学生の経済支援などの学生サービス体制は整備され、適切に運営されている。就職・進学に対する相談・助言などの支援体制も整っている。

設置基準で求められる専任教員数は確保され、教育課程遂行に必要な教員配置がなされている。教員の採用・昇任は規則に基づいて運営されている。教員の教育担当時間数は一部に偏りがあるが、改善が検討されている。教員の教育研究を活性化するための評価体制は整備されており、教育研究費の配分も概ね適切になされている。

大学の目的を達成するため、必要な職員が適切に配置されている。職員の採用・昇任・異動も規程に従って行われている。職務点検評価など職員の資質・能力の向上のための取り組みもなされている。

管理部門と教学部門の連携が適切に行われ、理事会及び評議員会も円滑に運営されている。自己点検評価のための実施体制が整えられ、毎年度「点検評価改善報告書」が作成され、学内外に公表されるとともに、大学運営の改善に反映されている。

財務状況は収支バランスのとれた健全な状態にある。また、会計処理や財務情報の公開が適切になされている。外部資金導入、付属事業・受託事業などの努力もなされている。

校地、校舎など施設設備は整備され、有効に利用されている。校舎の耐震改修工事の実

施はこれからであるが、施設設備の安全性確保や教育環境の整備は適切に行われている。

大学が持っている物的・人的資源の社会への提供は活発に行われており、他大学との連携や地域との協力関係も構築されている。特記事項にもあるように、高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」との協力関係や保健福祉学部看護学科の生涯学習支援活動など多くの優れた社会連携がなされている。

社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が概ね整備され、それに基づく運営がなされている。消防訓練の実施や大学生活での事故対応など学内外に対する危機管理体制も整備され、機能している。大学の教育研究成果の広報活動の体制も整っている。

いくつかの検討すべき課題はあるが、総じて社会貢献活動などで優れた点があげられ、大きな改善点はなかった。参考意見などは、今後大学全体の更なる質的向上計画の策定に際し参考にされたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「感恩奉仕」について、ホームページをはじめ、学生には更に学生便覧「CAMPUS LIFE」や新入生オリエンテーション、「チャペルアワー」などを通して、教職員に対しては、新任職員オリエンテーション、「広報西南女学院」などを通して周知されている。また、学外に対しては、大学案内「GUIDE BOOK」やホームページなどを通して周知が図られている。

建学の精神に基づいて、大学の目的が学則に定められ、これを受けて更に大学の教育目的を「21 世紀型市民として求められている、“専門知識を持ち、幅広い教養と公共性・倫理性を保持し、社会を支え、社会を改善していく人材”、この人材を西南女学院大学は“キリスト教に基づく『感恩奉仕』”の人格教育、教養教育をもって育成しています」と定め、ホームページ上に公表されている。また、大学の使命・目的も建学の精神同様、ホームページ、学生便覧、大学案内などさまざまな広報媒体及び機会を通して学内外に周知が図られている。特に学内に向けては、建学の精神や大学の使命、教育目的などについての「職員研修懇談会」の開催や学部の教育目的、学科及び別科の教育目的・教育目標を各棟に掲示するなど特色ある周知への取り組みがなされている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的な組織は2学部（保健福祉学部、人文学部）5学科（看護学科、福祉学科、栄養学科、英語学科、観光文化学科）、1別科（助産別科）、1研究所（保健福祉学部附属保健福祉学研究所）、附属図書館で構成されている。それぞれの学部、学科、別科、附属機関などは、適切な規模で構成され、教育研究の運営上の連携を図っている。

更に、法人には、全学を対象とした、「キリスト教センター」が設置され、大学でのキリスト教教育の運営にも当たっており、建学の精神の堅持に努めている。

人間形成のための教養教育については、教養教育を「総合人間科学」とし、「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」及び「総合人間学概論」を必修科目と設定している。その教育内容の充実のために「教務総合人間科学小委員会」が常設され、教養教育が十分に行われる組織体制を確立し、努力している。また、保健福祉学部における学科を越えた統合教育の取組みは特色ある試みといえる。

教育研究に関わる意思決定機関の組織は適切に整備され、大学評議会、運営会議、教授会、別科会、各種委員会、学科会などの組織上の位置付けが定められており、学長の統督のもとに相互に連携して、大学の教育目的達成や学習者の要求に対応するよう努力している。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神や大学の基本理念と使命目的に基づき、学部の教育目的、学科及び別科の教育目的・教育目標を設定して学則に定め、その目的・目標に応じた教育課程を編成し、学生便覧や大学案内などに公表している。

教育課程においては、専門教育科目のほかに、豊かな人間性を養うことを目的とした全学部共通の「総合人間科学」科目を配置している。また、大学の目的でもあるキリスト教教育のために、チャペルアワーへの出席を含む「キリスト教学」を必修科目としている。

進級要件や履修要件は学科によっては定められていないが、各学科においてゼミ担当教員などの指導が行われている。また、資格・免許取得のための必修科目が多いことなどから、履修登録単位数の上限設定を現在は廃止しているため、今後検討が期待される。単位の認定、成績評価基準、卒業・修了の要件、編入学及び転学については学則上に定められ、運用されている。授業の方法や内容、授業計画と学生の成績評価基準についても、シラバスなどで学生に明示されている。

教育目的の達成状況についての点検・評価は、教務課と教員間や各学科の教員間の情報と意見の交換などによって行われ、一定の努力がなされている。

【改善を要する点】

- ・学則上、再入学、転入学、外国人留学生などにおいて後期入学は可能であるにも関わら

ず、卒業研究など通年科目が複数あるため、後期からの履修を可能にするよう、改善が必要である。

【参考意見】

- ・両学部とも、資格取得のための必須科目があり、現実的に履修登録単位数の上制限をいったん廃止したため、単位制度の実質化に向けて検討が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

平成 23(2011)年度入試から、学科ごと、コースごとにアドミッションポリシーを定め、ホームページや学生募集要項などに掲載するとともに、進学説明などにおいても周知を図っている。収容定員、入学定員は教育目的に照らして適正に設定され、在籍学生数及び授業を行う学生数も適切に管理されている。

学生の学習支援のため、「アドバイザー制」やオフィスアワーが設けられている。心的支援については、保健室と学生相談室を設置し、専任看護師及び 2 人の非常勤カウンセラーを配置し対応している。

学生の経済的支援については、日本学生支援機構、地方自治体、民間育英団体などの奨学金があり、平成 21(2009)年度では学生総数の約半数が奨学生となっている。また、成績優秀者やスポーツ種目で優秀な成績を修めた学生への奨学金給付制度や「姉妹入学金減免制度」、私費外国人留学生への授業料減免制度、授業料の延納・分納制度などが設けられている。

学生の課外活動への支援は、学友会を通して大学が支援しているほか、キリスト系大学として、ボランティア活動支援や「キリスト教センター」の活動などが行われている。また、資格取得に関わる多様な講座が正規授業時間外に設定されている。

就職支援については、平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」の補助事業として就職支援プログラムが採択され、学生部就職課を中心とした就職・進学に対する相談・助言体制やキャリア教育のための各種セミナーの開催など、支援体制が整備されている。観光文化学科では、3 年次の選択科目として「インターンシップ」を導入し、多くの受講者があり、就職率も概ね良好であり、その成果が認められる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

西南女学院大学

教育課程を遂行するために、教員の配置については、設置基準で求められる専任教員数は確保されており、概ね適切に配置されている。主要授業科目の専任教員の担当比率及び年齢バランスも概ねとれている。

教員の採用・昇任の方針に関しては、選考手続きを「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」に、選考基準を「西南女学院大学 教員及び助手選考基準」に規定し、適切に運用されている。教員の採用は、公募を原則としており、建学の精神に則り、キリスト教信者あるいはキリスト教教育に対する賛同を募集条件に挙げ、建学の精神を担保している。

教員の教育担当時間については概ね適切である。保健福祉学部栄養学科及び人文学部では「教育支援職員」を置き、一部の講義、演習、実習の教育補助に当たっている。研究費について、学内個人研究費は概ね適切に配分されており、科学研究費補助金の申請数は平成 21(2009)年度から飛躍的に増加し、その結果採択件数も増えており、学内説明会などの成果として評価できる。

教員の教育研究活動を活性化するための取組みとして、全学的な FD(Faculty Development)活動が年 1 回実施され、報告書も作成されている。また、教員は毎年「教育研究活動報告用紙」の提出が義務付けられており、1 年間の教育活動を学生による授業評価のポイントを踏まえて自己評価するほか、研究活動、社会貢献などを自己評価するなど教員の教育研究活動を活性化するための評価体制も整備されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、必要な職員は確保され、適切に配置されている。職員の採用・昇任・異動についても事務局長が原案を策定し、規程に則り、「西南女学院大学事務職員及び労務職員人事委員会」及び「運営協議会」の議を経て、理事会が決定している。

教育研究支援のための基本的な事務体制は構築され適切に機能し、教員と職員の協力体制も整備されている。

職員の資質・能力の向上のための取組みについても、職員一人当たりの研修費が予算化されている。また、教職員を一堂に集め「西南女学院職員研修懇談会」を年 1 回開催している。事務職員を対象とした全学的な SD(Staff Development)については行われていないが、各部署での自主的な取組みは行われている。実務については、OJT や外部の研修にも参加している。また、職務点検評価を毎年実施することにより、事務職員の活性化と資質向上をもたらしている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学及びその設置者の管理運営体制が適切に整備され、理事会に先立ち法人機関である「運営協議会」で、院長の諮問に応じ学院の管理運営に関する事項を協議し、理事会及び評議員会が円滑に運営されている。

理事である学長、各学部長及び事務局長は、理事会の構成員として法人の意思決定に参加し、大学の円滑な会議運営及び意思決定にも関わっており、管理部門と教学部門の連携が適切に行われている。

自己点検・評価については、「点検評価改善会議規程」に則り「点検評価改善会議」を設置し、自己点検・評価のための恒常的な実施体制が整えられ、毎年度「点検評価改善報告書」が作成されている。この自己点検・評価の結果は、研究教育をはじめとする大学運営の改善向上につながり、学部学科などの次年度以降の取組みに反映されている。また、この「点検評価改善報告書」は広く学内外にも公表されている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度の過去 5 年間における消費収支において、大学の財務状況は健全に推移し、収支バランスのとれた運営がされている。学校法人全体の財務状況についても、大学の財務状況が併設校の収支を補てんし健全に推移している。短期的な支払い能力（流動比率）はやや低いですが、将来計画を見込んだ目的別引当資金が多種積立てられており、資金的に余裕がある。

財務情報もホームページ及び「広報 西南女学院」など適切に公開されている。また、「学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程」に基づき、財務情報の開示請求があった場合に閲覧できる体制を整えている。

教育研究費充実のための外部資金として、平成 21(2009)年度に文部科学省の「大学教育推進プログラム」及び「学生支援推進プログラム」が採択されたほか、「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」が採択されるなど、科学研究費補助金など外部資金導入や附属事業・受託事業などの努力がなされており、平成 22(2010)年度予算において教育研究費比率が向上している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎の面積は設置基準を満たしており、体育施設、図書館、情報サービス施設などの施設設備は整備され、有効に利用されている。また、教育研究活動の目的を達成するため施設設備の維持、点検、保守管理なども適切に行われている。

専門職の養成を行う学科においては、各養成施設指定規則に定められた施設設備を設置し、実習教育での学習効果を高めるための取組みが行われている。各学科に配備されている機器類の充実度に差異が見られるが、設備は整えられている。図書館の蔵書に関しては目録がデータベース化され、ネットワークを通しての検索が可能になっている。閲覧席も適切に用意され、学生の利便性は確保されている。

情報処理演習室のパソコンは授業時間を除き、常時学生の自主学習の用に供され、学生の学習、研究を支援している。

診断結果に基づく、計画的な改修計画策定と実施までには至っていないが、校舎の耐震対策については、耐震診断の年次計画を策定し、耐震性についての診断を順次進めている。

アメニティに配慮した教育環境については、キャンパス内の空間を庭園として活用している。また、食堂の開業時間は、部活動や自習に取り組む学生及び下宿生が利用しやすいように設定され、すべての学生へ配慮がなされている。また、食堂、ラウンジ、談話室などのスペースを講義終了時間以降も開放し、学生たちが長時間学内に滞在できる環境が整備されている。

【参考意見】

- ・施設の安全性に関して、耐震診断調査計画が策定され、計画に沿って耐震診断調査は実施されているが、耐震診断終了施設については、その結果に基づき早急に改善計画を策定し、順次、必要な対応を行うことが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力については、多様な展開が行われている。

人的資源の提供については、保健福祉学部の一連のボランティア活動、北九州市との共催による「シニアサマーカレッジ」、認定看護管理者制度教育課程「ファーストレベル・セカンドレベル」を開講し、更に認定看護師教育課程「集中ケア」を開講している。特に高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」の活動は地域の福祉事業の向上にもつながっている。

その他、保健福祉学部栄養学科の講演会・シンポジウム、人文学部英語学科、観光文化学科、助産別科の取組みがある。

教育研究上における企業・医療機関との関係は、教員個人ごとではあるが活発に実施されており、他大学とは、近隣の看護系大学との「ケアリング・アイランド九州沖縄構想」

などへの参画、日本語教員養成課程に関する大学間連携などの連携が行われている。海外大学などとの交流も 6 か国 10 大学との交流があり、姉妹校、協定校 7 校のうち 3 校で単位互換の協定を結んでいる。

地域社会との協力については、高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」との連携、障がい者支援活動の拠点としての「カフェ・ラポール」をはじめ、クリスマス行事や地元福祉施設との連携と場の提供などが行われ、地域社会との協力関係が構築されている。

【優れた点】

- ・高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」の企画・設立から参画するとともに、理事長、施設長などに大学教員が出向し、地域福祉の向上に寄与していることは高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理に関する規程として「学校法人西南女学院個人情報の保護に関する規則」「大学におけるセキュリティポリシー」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」「大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程」などが整備され、それらの規則・規程に基づき概ね適切に運用されている。

学内外に対する危機管理の体制が整備され、消防訓練や避難訓練の実施、学生教育研究災害傷害保険や施設賠償責任保険の加入による大学生活での事故への対応、保健福祉学部看護学科の学生には感染事故への対応、AED（自動体外式除細動器）の設置と訓練、警備会社による 24 時間警備が行われるなど、適切に機能している。

大学の教育研究成果については、「研究紀要委員会」が、「西南女学院大学紀要」を発行し、国内の大学及び研究機関に配布している。また、「保健福祉学部附属保健福祉学研究所報告書」「人文学部ニューズレター」「図書館報」のほか、法人本部では「広報西南女学院」「西南女学院月報」を発行し、また、ホームページなどを通じて学内外に広報するなど、適切に行われている。

